

日本アニメーション学会ハラスメント防止・対策ガイドライン

制定 2020年12月20日

・ハラスメント対策の必要性

日本アニメーション学会は、国籍・人種・民族・宗教・言語・年齢・ジェンダー・セクシュアリティなどにかかわらず、全ての人の権利と尊厳、そして価値を尊重し、公平で自由な意見交換ができる学術共同体の構築を目指しています。

アニメーションという共通の関心のもとに集まった本学会員の社会的・職業的背景は、実に多様です。学会員が互いの違いを尊重し、研究・創作活動をともに行うことが、本学会の基盤になっております。

そうした学会活動において、ハラスメント行為は公平で自由な意見交換を阻害し、重大な人権侵害です。したがって、ハラスメント行為はけっして許されません。

本学会に関連した様々な機会、また本学会運営のための各種委員会等活動、および学会員としての研究活動において、学会員がハラスメントの加害者にも、被害者にもならないように、適切な情報提供と支援を行うことが喫緊の課題であると考えています。

上記の理由より、ハラスメントを防止するためのガイドラインを提示します。

・ハラスメントの定義

ハラスメントは、対面非対面、公的私的を問わず、あらゆる場において、口頭や文面、画像、身体接触および暴力を用いて、国籍・人種・民族・宗教・言語・年齢・ジェンダー・セクシュアリティ、心身の障がい等について攻撃する、侮蔑、嫌がらせや脅迫を含む、相手が不快に思う行為です。

具体的には、

- 発言、文言、画像を用いた嫌がらせ
- 身体的、あるいはSNSやメールによるつきまとい行為
- 人格および研究に対する誹謗中傷
- 精神的攻撃（強要、侮蔑、脅迫、名誉毀損など）
- 身体的攻撃（暴行、傷害など）
- 身体的接触をも含む性的嫌がらせおよび強要

などを指します。

・環境型ハラスメント

ハラスメントは、当事者間のみの行為ではありません。ハラスメントの現場に居合わせる場合も、ハラスメントの関係者となります。たとえば、嫌がらせを知りつつも、それを制止しないのであれば、ハラスメントを容認することになります。

・私たち学会員が努めるべきこと

対面非対面、公的私的を問わず、本学会に関連した様々な機会、また本学会運営のための各種委員会等活動、および学会員としての研究活動において、学会員は他の学会員、あるいは非学会員に対して、ハラスメントを行わないのはもちろんのこと、ハラスメントを許さない環境づくりに努めましょう。

・ハラスメント相談窓口の開設

ハラスメントに関する相談窓口を開設します。ハラスメントを経験した場合、あるいはそうした現場を目撃した場合、お困りの際は、メールにて同窓口にご相談ください。当事者だけでなく、知人や家族などからの連絡も受けつけます。あなたが相談したことが、意に反して他に知られることはありません。窓口担当員（ハラスメント防止・対策委員会相談員）が、相談者の同意を得てハラスメント防止・対策委員会に報告し、以下の対応を行います。

1. 事案対策チームの設置

報告を受けたハラスメント防止・対策委員長または副委員長は、ハラスメント防止・対策委員から事案対策委員を選出して事案対策チーム（以下、「対策チーム」）を設置します。相談者のプライバシーは守られます。

2. ハラスメントへの対応・処分、被害の拡大・再発防止の措置

対策チームは、相談内容を検討し、当事者および関係者などから事情を聴くなどして調査を行い、それに基づいて、ハラスメント防止・対策委員会は、ハラスメントへの対応・処分、被害の拡大や再発を防止する措置などを学会に対して提案します。